

石巻商工信用組合 創立70周年記念

特別金利定期積金

地域の皆さまに感謝を込めて

特別金利

年 **0.50** %
(税引前)

取扱期間

令和7年

令和7年

5月1日(木) ~ 7月31日(木)

契約期間

3年以上

掛込金額

1万円以上10万円以下

※お預入れは新規に限らせていただきます。
※原則、普通預金等からの自動振替による掛込となります。
※当組合本支店のうち1店舗のお取扱いとなります。

募集総額

10億円

※取扱期間中であっても募集総額に達した場合は取扱いを終了いたします。

税金

※お利息には一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
※法人は総合課税となります。

対象者

個人・法人の方で組合員及び組合員の同居家族
組合員に新規加入された方も対象です。

中途解約

原則、中途解約はできません。やむを得ず中途解約された場合は当組合所定の中途解約利率が適用されます。

利息

※満期日以降に一括してお支払いします。
※付利単位を100円とし、契約期間内における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。

その他

※この商品は、預金保険制度の対象商品です。
(当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計した1,000万円までとその利息の合計額が保護されます。)
※この商品は、総合口座への組入れはできません。

詳しくは営業店窓口または営業担当者にお問い合わせください。



石巻商工信用組合

Shinkumi Bank
ちかくにいるから、
チカラになれる。
信用組合
しんくみ

本店営業部	0225-95-3331	中里支店	0225-96-2075	飯野川支店	0225-62-2311	前谷地支店	0225-72-3079
松島支店	022-354-3426	豊里支店	0225-76-3024	湊支店	0225-96-8311	矢本支店	0225-82-6866
登米支店	0220-52-3252	蛇田支店	0225-93-8081	大街道支店	0225-95-9511	渡波支店	0225-25-0855

創立70周年記念「定期積金」概要

商 品 名	・創立70周年記念 定期積金
ご利用いただける方	・個人:組合員および組合員家族 ・法人:組合員 非組合員の方で本商品のご利用を希望する方は出資加入いただくことで組合員になることができます。
取 扱 期 間	・令和7年5月1日(木)から令和7年7月31日(木)
募 集 金 額	・総額10億円 ※取扱期間中であっても募集総額に達した場合は取扱いを終了いたします。
期 間	・3年(36回掛込)以上
預 入 (1) 預入方法 (2) 掛込金額 (3) 預入単位	・契約期間内で掛金を分割受入 ・原則、普通預金等からの自動振替による掛込といたします。 ・当組合本支店のうち1店舗のお取り扱いとなります。 ・1万円以上10万円以下。ただし、お一人(一法人)さま契約掛込総額600万円以下とします。 ・お預入れは新規に限らせていただきます。 なお、当組合にお預入れいただいている既存の定期積金から本商品への預け替えはできません。 ・100円単位
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
給付補填備金 (1) 利 回 り (2) 利払い頻度 (3) 計算方法	・固定金利 0.500% ・金利情勢の変動等により、お取扱い期間中に金利を見直す場合があります。 ・満期日後に一括してお支払いいたします。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
税 金	・個人:20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※マル優はご利用できません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(15.315%、地方税5%)となります。 ・法人:総合課税<非課税法人は除く>
中途解約時の取扱い	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、掛込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
そ の 他	・掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰り延べるか、証書記載の利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以降のお利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・定期性総合口座、預金担保でのお取扱いはできません。

記載内容は令和7年5月1日現在